平成２３年（再イ）第１３９号

北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目４番29―208号

再生債務者　小柳　俊雄

1　決議に付する再生計画案　平成24年３月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月16日まで

平成24年３月26日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第８５号

広島市安佐南区長束５丁目６番25―403号

再生債務者　沖田　由紀

1　決議に付する再生計画案　平成24年２月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月23日まで

平成24年３月26日

広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第９５号

熊本市野田２丁目15番６号

再生債務者　松本奈留美

1　決議に付する再生計画案　平成24年３月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月23日まで

平成24年３月26日

熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４６４号

福岡市博多区比恵町19番11―803号

再生債務者　谷口　祥昭

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年３月19日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第６４号

広島市南区堀越２丁目８番47―303号

再生債務者　岸良　隆行

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年３月23日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１９年（再イ）第１２２号

京都市南区吉祥院石原町38番地１

再生債務者　土井　達男

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月22日

京都地方裁判所第５民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号

山形県米沢市門東町２丁目２番10号ダイモンハイツ10号室

再生債務者　マックスコネクションこと　情野　和義

1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月16日まで

4　一般異議申述期間　平成24年５月１日から平成24年５月14日まで

山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（再ロ）第９号

広島県廿日市市友田1552番地

再生債務者　山村　幸司

1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月20日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月11日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第５号

京都市西京区桂池尻町41番地17

再生債務者　岡崎　龍治

1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月７日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号

宮崎県日南市星倉２丁目14番２号

再生債務者　伊瀬　信二

1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで

4　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月14日まで

宮崎地方裁判所日南支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号

福岡県田川郡福智町神崎704番地３

再生債務者　大場　茂浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月23日　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（再ロ）第１００８号

東京都日野市平山６丁目９番地の１サンヴェール平山城址公園501

再生債務者　山崎　　努

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月23日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再ロ）第３号

広島県福山市坪生町１丁目30番３号

再生債務者　岡本　秀之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月23日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（再ロ）第１０号

埼玉県所沢市小手指南４丁目14番地　リンク・シティ小手指Ａ―906

再生債務者　澤田　省子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月23日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再ロ）第３号

富山県滑川市吉浦135番地３

再生債務者　浜浦　正博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月23日　富山地方裁判所

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１９年（再ロ）第２号

滋賀県愛知郡愛荘町斧磨283番地

再生債務者　水口　孝男

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月21日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月23日　大津地方裁判所彦根支部

会社関係広告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年五月十日であり組織変更後の商号は株式会社リンクスジャパンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月三日

大阪市中央区西心斎橋一丁目一〇番四〇号

Ｌｉｎｋ―Ｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　嘗井　亮太